



報道発表資料

報道関係者 各位

令和3年11月12日(金)
【照会先】
山形労働局労働基準部監督課
監督課長 松岡 隆夫
監督係 大島 彰議
電話 023-624-8222
FAX 023-624-8345

自動車運転者を使用する事業場に対する 令和2年の監督指導等の状況を発表します

～労働基準関係法令違反が認められたのは、監督指導実施事業場のうち66.2%の47事業場～

山形労働局（局長 こもりのりゆき 小森則行）は、このたび、県内の労働基準監督署が、令和2年にトラック、バス、タクシーなどの自動車運転者を使用する事業場に対して行った監督指導等の状況について取りまとめましたので、公表します。（別紙1参照）

山形労働局では、引き続き、自動車運転者を使用する事業場に対し、労働時間管理適正化指導員の訪問指導等を通じて労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、法令違反の疑いがある事業場に対しては監督指導を実施するなど、自動車運転者の適正な労働条件の確保に取り組んでいきます。

また、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

令和2年の監督指導の概要

- 監督指導を実施した事業場は **71 事業場**。このうち、労働基準関係法令違反が認められたのは、**47 事業場 (66.2%)**。また、改善基準告示^{*}違反が認められたのは、**26 事業場 (36.6%)**。
※「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」（平成元年労働省告示第7号）（別紙2参照）
- 主な労働基準関係法令違反事項は、①労働時間 (28.2%)、②割増賃金の支払 (15.5%)、③休日 (1.4%)。
- 主な改善基準告示違反事項は、①最大拘束時間 (25.4%)、②休息期間 (18.3%)、③連続運転時間 (15.5%)。

（別紙1） 自動車運転者を使用する事業場に対する監督指導等の状況（令和2年）

（別紙2） 「自動車運転者の労働時間等の改善のための基準」について